

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

名張市

2 構造改革特別区域の名称

名張市リカーチャレンジ特区

3 構造改革特別区域の範囲

名張市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置・地勢

名張市（以下「本市」という。）は、三重県の西部、伊賀盆地の南西部に位置し、奈良県、三重県伊賀市、同津市に隣接しており、近畿・中部両圏の接点にある。

豊かな水と緑に恵まれた中山間地や田園地帯としての性格を維持しつつ、近鉄大阪線の利用で大阪まで約1時間というアクセス条件の良さから、昭和40年代以降に大規模な宅地開発が進んだ結果、大阪方面へのベッドタウンとして急速に発展した。

行政区域は、東西10.6km、南北13.1kmで面積129.76km²、海拔162m～883mの小盆地により形成されている。

(2) 人口

人口は、市制施行した昭和29年3月には3万人余りであったが、昭和40年代以降の宅地開発により急激に増加、昭和56年には市町村別の人口増加率で日本一となり、平成6年10月には8万人を超えた。

しかし、平成12年10月に8万3千人余のピークに達して以降は減少傾向が続いており、平成27年3月1日現在では、男性39,145人、女性41,769人、合計80,914人となっている。15歳未満の若年者については9,853人で、人口割合としては12.2%であり、一方、65歳以上の高齢者は22,616人で人口の28.0%を占め、少子高齢化が進んでいる。

(3) 気候

内陸盆地特有の気象条件にあり、降水量は年間1,500mm程度で県内では比較的少ない。寒暖差が大きく、ぶどう栽培や良質米の生産に適している。

(4) 産業

平成22年国勢調査では、本市の総就業人口は38,130人で、生産年齢人口の減少に伴い、総就業人口も減少傾向にある。

平成12年以降の市内総生産額の推移を見ると、第1次産業は漸減傾向から横ばいの状況となり、第3次産業では漸増傾向が続いているものの、増加傾向にあった第2

次産業が減少傾向に転じている。産業全体では第2次産業の影響が大きく、増加傾向から漸減傾向に転じている。このような状況にある本市の経済活性化のため、産業全般を通じて、地域資源を活用した新商品の開発や販路の拡大、安定的な雇用の創出等が強く望まれているところである。

農業については、全体の耕地面積が少なく、かつ平坦農地も少ないという制約から、多数の小規模な兼業農家が水稲単作の農業を展開している一方で、少数の意欲的な専業農家が、水田受託経営あるいは水稲作と果樹、畜産、施設園芸等との複合で独自の経営をしているのが本市農業の姿である。

米、その他の農畜産物とも全国的レベルで産出量を誇る産地ではないものの、沿道での直売や観光との連動、食材としての直接提供、生産方式の差別化等によって付加価値を高めようとする農業者の努力で、いくつかは地域ブランド品目として認知されている。基幹作物である米は、日本穀物検定協会による米食味ランキングで4年連続の“特A”評価を得て、「伊賀米コシヒカリ」のブランド名で有名であり、さらに、ぶどう、伊賀牛、メロンなどが代表的なブランド品目となっている。

また本市においては、良質な米、豊かな清水、乾燥寒冷な気候を活かして古くから酒造業が盛んで、平成25年12月には、酒造業その他関連産業の発展及び郷土愛の醸成を図ることを目的に、「伊賀名張の酒・名酒で乾杯を推進する条例」も制定されたところである。折からの日本酒ブームとも相まって、酒への関心は高まっている。

地域資源の面では、赤目四十八滝や香落溪などの景観資源、初瀬街道、美旗古墳群、夏見廃寺さらには「忍者」などの歴史的・文化的資源が多く、観光は本市の重要な産業となっている。

(5) 地域づくり

本市では、市民参加のもとに自主的、主体的な地域づくりを進めるための仕組みとして、平成15年4月に「ゆめづくり地域予算制度」を創設した。市は、地区公民館等を単位とする区域ごとに住民の合意により設立された15の「地域づくり組織」に対し、使途自由な「ゆめづくり地域交付金」を交付して住民主体の地域づくり活動を支援するとともに、本市における都市内分権（地域内分権）を進めている。

このような制度も活用し、市内各地でさまざまな住民主体の活動が展開されており、集落と地元酒蔵との協働による日本酒づくり、廃校を利用したきのこ栽培、集落と市外企業との協働による米の生産・販売といった農業生産活動や農産物を利用したコミュニティビジネスもいくつか登場している。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市は現在、青蓮寺地区、下小波田地区を中心にぶどう生産農家が多く、地域ブランド品目として県内最大規模の産地となっているが、高齢化と後継者不足によって生産農家の減少と耕作の放棄が懸念されている。

そのような中、日本のワインづくりが国際的な評価を高め、国内にもワイン愛好家が増加していることから、市内の関係者に「ワインづくり」への関心と期待が高まりつつある。生食用ぶどう生産地としての当地で、新たに醸造用ぶどうの生産とこれを使用したワインづくりが始まることで、新規就農者の確保、地域ブランド品の作出、

遊休農地の解消といった様々な課題に対して、有効な解決策の一つとすることができると。

また、当地の良質米を利用した新たな産品として「どぶろくづくり」への注目も関係者の中に生まれている。

さらに、農業者や集落で生産する各種の農産物を素材とした加工品づくりや新たな提供をめざす六次産業化の動きもいくつか登場しており、地域農産物を利用した果実酒やリキュールづくりが、農産物の高付加価値化、ビジネスの多角化に好適なツールとして採り入れられる可能性は高まっている。

加えて、ワイン、どぶろく、ぶどう以外の果実酒やリキュールなど、酒類（リカー）のもつ様々な潜在力を市の重要な産業である観光と結びつけることで、地域経済への波及効果を生むことも可能である。

これらを実現するためには、規制の特例措置を活用し、初期投資の少ない小規模な施設で酒類の製造・販売が可能となるような条件整備を図る必要があり、特区計画の意義は極めて大きい。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回の特例措置の活用により、本市では従来栽培されてこなかった醸造用ぶどうの生産、さらにこれを使つてのワイン醸造・販売、米の新たな活用策であるどぶろくづくり、様々な農産物による果実酒やリキュールづくり、さらには集客の拡大といった新たなチャレンジが始まる。

このチャレンジを成功させるため、次の目標を掲げる。

(1) 「醸造用ぶどう栽培＋ワイン醸造」等によるモデル経営の育成

本市ではこれまでにない経営であり、最初期に取り組む農業者には様々なリスクを抱えての参入となる。関係機関の密接な連携のもとに、それら農業者をサポートしてモデル経営としての育成を図る。

(2) ぶどう、米等を基軸とした総合的なブランド力の向上

既存の生食用ぶどう生産地としての知名度（観光ぶどう狩り＝青蓮寺地区、ぶどう生産直売＝下小波田地区周辺）や米の“特A”産地としての知名度を活かしつつ、新たに醸造用ぶどうの生産地、地ワイン製造の地、どぶろく製造地としての情報発信力を加えたマーケティング活動を展開することで、名産のぶどう・ワイン、名産の米・どぶろくのもつ総合的なブランド力を高める。

さらに、これまで生産量が乏しくブランド品目として認知されにくかった農産物についても、酒類としての提供・販売を新たな魅力として付加することでブランド力を高める。

(3) 他産業との連携強化による地域経済への波及や交流人口の拡大

本市では、観光が重要な産業となっているが、団体旅行から家族・個人主体の旅への変化など、多様なニーズへの対応が求められている。

旅にとって「食」は重要な要素であり、食の充実は旅の満足度を向上させる。

上質で物語性豊かな地ワイン等を味わうことで得た喜びは、SNSや口コミで取り上げやすい素材であり、来訪者の声は、更なる来訪者の獲得に結びつくなど、地域経済に波及効果をもたらすことが期待できる。

地域の食資源として活用するとともに、当該チャレンジで得たブランド力を、観光に限らず様々な面で活用する。

(4) 耕作放棄の防止と遊休農地の活用

特に醸造用ぶどうの栽培推進のためには、農地の供給が不可欠である。

醸造用ぶどうの場合は、十分な日照量、排水性の良さなどの条件を満たす必要はあるものの、他の樹種に比べ土壌適応性は大きく、肥沃な土壌よりやや痩せた土壌で高品質なぶどうが生産できる。

栽培に際しての初期投資が少なく済むことも考え合わせ、既存のぶどう栽培地での品種転換による耕作放棄の防止策、中山間地の遊休農地の活用策としても捉えて、醸造用ぶどうの栽培推進を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 従来が生食用ぶどう経営、水田経営、果樹・野菜経営等に、新たに「醸造用ぶどう栽培＋ワイン醸造」、「どぶろく製造」、「ぶどう以外の果実酒やリキュール製造」等が経営要素として加わることで、経営の多角化、新規就農者・新規就業者の創出につながる。

【特定農業者による特定酒類の製造に関する目標】

項目	平成26年度 年度末現状	同27年度 目標	同28年度 目標	同29年度 目標	同30年度 目標	同31年度 目標
特定酒類製造事業者数	0	1	1	2	2	4
製造量	0	0.1 kℓ	0.1 kℓ	0.2 kℓ	0.2 kℓ	0.4 kℓ

【特産酒類の製造に関する目標】

項目	平成26年度 年度末現状	同27年度 目標	同28年度 目標	同29年度 目標	同30年度 目標	同31年度 目標
特産酒類製造事業者数	0	1	1	2	2	3
製造量	0	2 kℓ	2 kℓ	4 kℓ	5 kℓ	6 kℓ

(2) 「生食用ぶどう産地—醸造用ぶどう産地—地元ワイナリー」、「良質米産地—どぶろく—提供手段(祭事等)」、「各種農産物—果実酒・リキュール—提供手段(農家レストラン等)」、これらを効果的に組み合わせることで農産物を基軸とした総合的なブランド

力が高まる。

食品や飲料品以外にも、ぶどう等をモチーフとした新商品、コミュニティビジネスの素材を生み出す可能性が広がる。

- (3) 観光産業など他産業との連携がこれまで以上に容易となり、地域経済への波及や交流人口の拡大につながる。

【観光レクリエーション入込客数に関する目標】

項目	平成 25 年 (現状)	平成 26 年 10 月 ～平成 29 年 9 月
観光レクリエーション入込客数	125.7 万人	500 万人

平成 26 年 10 月策定 本市観光戦略による

- (4) 醸造用ブドウ栽培の場合、必要となる施設・機械器具等が少ないため新規取組、生産拡大ともに比較的容易で、耕作放棄の防止、遊休農地の解消につながる。

【耕作放棄地の解消に関する目標】

項目	平成 25 年度 耕作放棄地	平成 26 年度 解消地	耕作放棄解消目標
面積 (ha)	24.7	4.4	4/年間

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

709 (710) 特産酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン、飲食店、農家民宿など）を営む農業者で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又は米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたその他の醸造酒（以下「どぶろく」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

名張市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、果実酒又はどぶろくの提供を通じて地域活性化を図るために果実酒又はどぶろくを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において農家レストラン、飲食店、農家民宿などを営む農業者が、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又は米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたどぶろくを製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

これによって、新しい農産物加工品の創造と農業者の主体的・能動的な活動の促進が図られる観点から、当該特例措置の適用が必要であると考えます。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査、調査の対象とされるが、本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法上の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物として指定された農産物（ぶどう、なし、もも、うめ、かりん、ゆず、キウイ、ブルーベリー、いちご、メロン、トマト）を原料とした果実酒又はリキュール（果実酒の場合、原料からトマトを除く。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

名張市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が指定する地域の特産物である、ぶどう、なし、もも、うめ、かりん、ゆず、キウイ、ブルーベリー、いちご、メロン、トマトを原料とした果実酒又はリキュール（果実酒の場合、原料からトマトを除く。）を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、地域の特産物を新たな地域ブランドとして活用することを可能にし、農業の振興につながるものである。

また、特産酒類の製造や活用などの新たな産業の創出といった起業精神が醸成され、雇用の確保にも寄与することが出来る。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされるが、本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法上の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。